

スポーツ指導員資格取得助成金を支給します

日本スポーツ協会及び日本障がい者スポーツ協会公認スポーツ指導員の資格取得を目指すかたに、取得に係る科目受講料相当額の助成金を支給します。

① 次の条件をいずれも満たすかた

申請時に本市に在住するかた／幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校教員ではないかた／地域のスポーツクラブ等で指導に当たっているかた／取得後、各協会に指導者として登録する意思のあるかた／取得後、市の要請に応じ、スポーツ振興事業等に協力できるかた／職業スポーツ従事者でないかた

※助成対象となる受講料は、本年度中に申込みをしたものに限られます。詳細はお問合せください。

② ① 9月30日(金)までに、地域スポーツ課 (☎017-718-1431) へ

不要な毛布をお譲りください

不要となったシングルサイズの毛布を申し受け、災害時の避難所開設用として備蓄しています。

毛布をご寄附いただけるかたは、本庁舎2階危機管理課または浪岡庁舎2階浪岡振興部総務課へお持ちください。

(受付日時 平日 午前8時30分～午後5時)

※毛布は、使用済みのものやクリーニングしていないものでもかまいません。

閩危機管理課

(☎017-734-5059)

宅地内の水道管漏水調査にご協力を

4月から12月にかけて水道部から委託を受けた調査員(「漏水調査員」の腕章着用)が漏水調査を行います。調査箇所は道路に埋設されている水道管から各家庭の敷地メーターまでです。調査は宅地の中に入って行いますのでご協力をお願いします。

閩水道部施設課

(☎017-777-4255)

青森市グリーン・ブルーツーリズム活動支援事業

グリーン・ブルーツーリズムに取り組み農漁業者や関連事業者の活動を支援します。対象者：市内に住所を有する農漁業者等、または農漁業者等と連携して事業を行う関連事業者等

補助対象経費例：

① 農家民泊の実施に必要な許可手数料や施設整備、新しい体験メニューづくりに必要な設備設置費やPR経費など(補助率3分の2、上限30万円)

② 既に活動に取り組んでいる農漁業者や関連事業者等が、農漁業体験等の受入環境向上のための設備設置や修繕を行い、活動をさらに広げるための経費(補助率3分の1、上限6万円)

③ 閩農業政策課 (☎017-72-62-1144)



公園を利用する場合の注意点

犬などのペットと散歩をされるかたはフンの始末など、他の利用者が不快な思いをしないようにマナーを守りましょう。

公園を利用する際は、新型コロナウイルスの感染拡大防

止のため、次の点にご注意ください。

◆体調が悪いときは利用を控える／時間・場所を選び、譲り合う／人と人との間を空ける(最低1m)／こまめな手洗いを

閩公園河川課 (☎017-752-8342)

む じこ 6月25日は 無事故の日



市では、6月25日を「青森市民交通安全行動の日」と定めています。自分自身を交通事故から守るため、また、大切な人を交通事故の被害者や加害者にしないためにも、家族や地域ぐるみで交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を心掛け、交通安全に努めましょう。

★横断歩道は歩行者優先

横断歩道では、横断する、または横断しようとする歩行者がいる場合、車両等は一時停止しなければいけません。これは、マナーではなく、ルールです！

横断歩行者はハンド&サンクス(合図とお礼)を！



◆青森市民交通安全行動の日の集い

① 午前9時30分～午前10時
② イトーヨーカドー青森店 南側出入口付近
※終了後、店舗出入口付近で反射材をプレゼント！ぜひ、お越しください♪

閩生活安心課 (☎017-734-5258)



納税支援課 永澤

納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税等の納期限は、次のとおりです。忘れずに納めましょう。※口座振替の場合は納期限日が引き落とし日になります。

【6月30日(木)納期限】

- ①市・県民税(普通徴収分) 第1期分
- ②児童保育負担金(保育料) 第3期(6月)分
- ③市営住宅使用料6月分
- ④市営住宅駐車場使用料6月分
- ⑤放課後児童会負担金6月分
- 【7月11日(月)納期限】
- ⑥市・県民税(給与特別徴収分)6月分

問①・⑥納税支援課

- (☎017-734-5209)
- ②子育て支援課
- (☎017-734-5330)
- ③・④住宅まちづくり課
- (☎017-734-5572)
- ⑤子育て支援課
- (☎017-734-5348)

国民年金保険料の納付が困難な方へ

令和4年7月分から令和5年6月分までの国民年金保険料の免除申請と納付猶予申請を、7月1日(金)から受付します。

☑申請免除制度：学生以外で所得が低いなどの経済的理由や、失業などの理由で保険料の納付が困難な方
 納付猶予制度：50歳未満のかたで、失業・無職などの理由で保険料の納付が困難な方

☑備免除：猶予期間は、公的年金の受給資格期間として算入されますが、保険料を全額納付した場合に比べ受け取る年金額が少なくなり、10年以内に追納できます。

申請に必要なもの▼個人番号がわかるもの(通知カードまたはマイナンバーカード)または国民年金保険料納付案内書 ※本人以外が申請する場合：免許証などの本人確認書類

※失業が理由の場合：雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票

※支所では受付できません。
 問 岡国保医療年金課
 (☎017-734-5352)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1153)

青森年金事務所

(☎017-734-7495)へ

「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を郵送しています

児童扶養手当は、受給から5年等を経過した場合に減額されます。ただし、一定の要件に該当する場合、届出によりこれまでと変わらず手当を受給できます。

対象者に「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」を郵送していますので、内容をご確認の上、現況届の提出の際に併せて届出してください。

※受付は、土・日、祝日を除く8月1日(月)から31日(水)までです。

問 子育て支援課
 (☎017-734-5334)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1113)

在宅要介護者に紙おむつを支給します

在宅で生活している要介護3(常時失禁)・4・5で、常時紙おむつを必要とする対象要件を全て満たすかたに、申請により、紙おむつを支給しています。

対象要件▼市県民非課税(前年度で、介護保険料に滞納のないこと)／病院や施設に入院(入所)していないこと

※支給決定したかたが一時的に入院した場合は、そのまま支給対象となります。

問 高齢者支援課

(☎017-734-5326)

浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1134)

自動車税種別割の納期限は6月30日(木)です

県では、4月1日現在の自動車の所有者に、自動車税の納税通知書を郵送しています。忘れずに、納めてください。

問 東青地域県民局県税部

(☎017-734-9974)

介護保険施設に入所した際の食費等が軽減されます

介護保険施設に入所(ショートステイ含む)した場合の食費や居住費が軽減されます

◆特定入所者介護(介護予防)サービス費負担限度額認定

介護保険施設に入所する場合やショートステイを利用する場合、申請により食費・居住費の自己負担額が軽減されます。

対象者▼生活保護受給者／本人及び世帯全員が市県民非課税のかた※一定額を超える預貯金等(単身500～1千万円、夫婦世帯1千500～2千万円)がある場合や世帯分離をしている配偶者が市県民課税の場合

は対象外。
申請に必要なもの▼預金通帳(申請日の直近2か月前までの記載のあるもの)、有価証券(証券会社や銀行の口座残高がわかるもの)、借入書(借入金や住宅ローンなどの負債がある場合)

※配偶者のいるかたは、本人と配偶者双方の通帳等が必要です。

問 介護保険課

(☎017-734-5362)